

## 1. はじめに

学校が取り扱う著作物として、小説や楽曲をはじめとする紙媒体ないしは音声という伝統的な媒体が主であることには変わりはないが、最近では、ニュース番組や映画などの映像コンテンツをはじめ、インターネット上の書き込みなども多様化してきている。従来は著作権教育といえ、生徒に対して情報モラル教育の一環で行えばよかったところ、教師側においてもうっかり権利を侵害していたということも多いといわれている。授業を例にとっても、副教材の複製配布のほか、ICT を利用した E-Learning など新しい形態の教育手法など、場合によっては著作権をめぐる問題も潜在している。特別活動においては、文化祭や外部への公開公演を典型として、生徒による楽曲演奏をビデオカメラで撮影し、ホームページ上で公開するに際しての問題も潜在している。さらに、学校公開などによる社会的チェックを通じて顕在化しつつある。

このようなことから、学校教育の現場では、著作権の取扱いをめぐる、著作物の利用を含む新たな試みを躊躇う向きも少なくない。しかしながら、これでは、本来ならば文化の発展に寄与することを目的にする著作権によって、権利保護を重視するあまり知的財産の利用・活用の促進が阻害され、結果として逆の効果をもたらすことにもなりかねない。法律上は、著作権の侵害に対する措置として、刑事上は犯罪であるという立場から、著作権者が告訴することを前提として、10年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金(119条1号)という罰則が設けられているが、著作権侵害があったからといって、直ちに刑事責任が問われる可能性は必ずしも高くはないと思われる。しかしながら、教育機関は一般に高い倫理性が期待されることから、ささいな問題でも社会的問題に発展しかねず、うっかり権利を侵害してしまったということのないように留意することが高く求められる。

本稿では、著作権の本来の趣旨である文化の発展への寄与という立場から、学校の教育現場における著作権の取扱いをめぐる問題を想定・検討し、議論の深耕を図りたい。

## 2. 想定事例

著作権関連の問題で、主として学校教師を対象として、日々の学校活動の中でうっかり侵害してしまいそうな事例形式での解説はみられるようになってきている。( [1] , [2] , [3] ) 以下では、さらなる事例の深耕を行った。

**事例1**：吹奏楽部顧問のA先生は文化祭の出演企画にあたり、生徒からの要望を受け、有名アーティストの楽曲を管楽器向けに編曲を担当した。その後、文化祭当日の演奏風景を、ビデオカメラで録画し、学校ホームページ上に公開した。

編曲された楽曲には編曲者の著作権だけでなく、原曲の著作者の著作権も発生することになり、編曲したものの公開や頒布などは原曲の著作者による許諾が必要となる。アー

ティストの楽曲の編曲行為そのものは、著作権の権利者に対して許諾を得ることなくできる。加えて、文化祭の出演企画が、①営利を目的とせず、②入場無料で、③無報酬であるならば、音楽の演奏までは著作権者の許諾を得ることなくできる。

しかしながら、ビデオ撮影の撮影行為までは著作権の権利者に対して許諾を得ることなく可能であるが、学校の Web サイトに掲載して公表することについては著作権者の許諾が必要である。有名アーティストなどは著作権者を調査するのが煩雑であることから、窓口を一本化されていることが多く、日本音楽著作権協会（JASRAC）がその典型として知られている。日本音楽著作権協会のホームページ [4] から許諾を得るための具体的な手続き方法についての説明が記載されている。

**事例 2：**吹奏楽部顧問の A 先生は、部員や卒業生とのコミュニケーションを図るためにインターネット上に掲示板を開設した。書き込みの便宜を図るため、掲示板には閲覧や書き込みにパスワード設定を行わなかった。後日、「通りすがり」と名乗る第三者より「譜面を違法に複製して利用している」と書き込みがなされた。確かに譜面は複製して生徒に配布していたが、正当に購入したもので複製も許諾契約に従ったものであった。初動対応が重要と判断した A 先生は、著作権法の教育機関の特例を思い出し、「教育的配慮によるものです」と A 先生名で釈明の書き込みをおこなったところ、「教育的配慮があれば違法コピーも許されるのか〇〇県立××高校の A 先生は！」と応戦。一連の書き込みが匿名掲示板に転載され、炎上した。

インターネットの掲示板における学校関係の炎上は、学校や教育委員会の電話番号と共に掲載されてしまうこともあり、一度炎上してしまうと、学校全体や教育委員会までに通常業務を巻き込んだかたちで大きな支障を及ぼすこともあるため、事態の沈静化に到るまでに膨大な労力を費やすことも少なくない。 [5]

炎上を引き起こさないために、本事例に即して検討を加えたい。第 1 は、掲示板運営にはパスワードを含めた何らかのアクセス制御を加えるべきである。学校内部からしか閲覧、書き込みができないようにするか、卒業生等に解放する場合もパスワードを設定するのが望ましい。また、アクセスログの定期的な確認も忘れてはならない。第 2 は、初動対応は肝心であるが、対応には慎重な判断が求められる。社会生活一般ではトラブル対応に誠実さは必要かもしれないが、インターネット上の匿名の書き込みに対しては、無視や削除をしたほうが適切である場合も多いといわれている。「煽り」に扇動されてしまうと、「炎上」まで一気に進展してしまうので「煽り」の段階で沈静化できることが望ましい。第 3 は、掲示板開設に当たっては、炎上を含む一定のリスクが考えられるため、想定されるリスクに対して事前にコンティンジェンシー・プランを策定しておくことである。対応も一人では行わず、副顧問や特別活動部長、あるいは管理職などと相談、連携して、対応も複数人で行うことを検討しても良いのではないかと思われる。

**事例 3：**情報科の B 先生は、ペイントソフトで自由に絵を描くという課題を与えた。生徒の C 君が、自由に描いて良いという指示をうけ、人気アニメのキャラクターを描こうとしたため、B 先生は著作権法に違反するという理由で別の内容にするよう指導した。

著作権法では、教育機関が著作物を利用する場合において、一定の条件の下で許諾なしに利用できる旨を規定している(35 条)。一定の条件とは、①学校その他の教育機関における授業であり、②授業を担当する物及びその授業を受ける者が複製し、③授業の過程に

おける使用に供することであることを目的とすることであり、④必要と認められる限度であること、⑤公表された著作物であること、⑥著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び様態に照らし、著作権者の利益を不当に害するものではないこと、の6つである。

副教材の複製問題の実態は不明であるといわれているが、本来ならば生徒の人数分販売できるべきところが、売れなくなってしまい、権利者の利益を不当に害するという事になりかねないため、前述の6要件の最後を満たすとはいえないと思われる。よって、副教材の複製は著作権者の許諾なしにはできないことになる。翻って、C君が描こうとした人気アニメのキャラクターであるが、「授業の過程」で利用する場合は、教育機関の特例の6要件を満たすことになるため、著作権者の許諾を得る必要はない。B先生の指摘した人気アニメのキャラクターを授業で作成したからといって、権利侵害を引き起こすことはないことに注意すべきである。生徒の取り組み意欲が全体的に低いと思われる場合は課題に対する取り組みを向上させるインセンティブとして、人気アニメを題材にしても差し支えない旨、導入期では弾力的な取り扱いをしても良いのではないかと考えられる。ただし、その場合は、[2]記載の通り、アニメキャラクターが制作された背景には著作権をめぐる作者らの多大な労力がある旨の補足説明を行うと、著作権を尊重する姿勢を醸成するという意味において、教育効果としては一層高くなることが期待される。

**事例4：**情報科のB先生は、仮想のカラオケ店を模した図入りの広告ポスター作成の課題を与えた。ワープロソフトに組み込まれているイラストを挿入することを想定していたところ、生徒のC君は、検索エンジンサイト経由でダウンロードしたアイドルの画像を挿入して作成した。

ワープロソフトに組み込まれているイラスト（クリップアート）については、ソフトウェアの利用契約において、イラストの著作権の権利者の許諾なされているため、改めての著作権者の許諾は不要である。しかしながら、アイドルなどの写真の利用は肖像権という著作権とは別の権利侵害の問題が引き起こされかねないので、C君に対しては使用を控えるよう指導するのが望ましいと思われる。

**事例5：**公民科のD先生は、ある芸能人の刑事事件を題材に、研究授業を行った。生徒には、研究授業を行うため、あらかじめ当該授業風景をビデオカメラで録画する旨、伝えてある。後日、管理職より授業内容について興味深く新鮮なほか、指名に対する生徒の意見にも素晴らしいものであるといわれ、後日、PTAの学校評議会の場で録画した研究授業を公開した。

最近では、PTAの学校評議会という形式で地域住民が学校経営に参画する機会も増加しつつある。しかし、PTAで上映したい場合であっても、当初の録画条件とは異なるので、改めて生徒の許諾を得る必要がある。授業の内容は教師の指名によったとしても、生徒の発言の多くは生徒自身の著作物になることが考えられるため、二次利用についても、当初公開許諾を得た際の条件から乖離していないか検討するなど、慎重に対応することが望まれる。また、画面に生徒の容貌等が映っている場合、当該生徒の肖像権等に対する配慮も忘れてはならない。

**事例6：**情報科のE先生は、学校のパソコン教室を管理しており、年度末に掃除をした際、戸棚に過去に使用していたと思われるソフトの空き箱が大量にあったのですべて処分したが、箱の中には現在利用中のソフトウェアに係るライセンス証書が入っていた。

ソフトウェアを使用する場合、パソコン教室において使用するパソコン台数分に相当する正式なライセンスの購入は当然のことであるが、著作物の使用許諾を示すエビデンスとしてのライセンス証書の管理も怠ってはならない。ライセンス証書は、購入時のまま箱の中に入れてしまいがちであるが、あらかじめ購入の都度ファイリングなどをしておき、監査の際に遅滞なく対応できるようことが重要である。パソコン教室には教職員の人事異動等が重なった場合には経緯不明の物品が多いと思われるなか、廃棄に当たっては教師個人の判断ではなく、教科会などを利用して廃棄して問題ないか複数人での検討をすることや空き箱であると思われても中身を確認するなど、慎重に進めることが望まれる。

### 3. おわりに

著作権教育も情報モラルと密接な関係があるといわれていることから、情報モラル教育の中で組み入れられることが多い。しかしながら、著作権問題も時代と共に変化しており、判例を待たないと判断できないような、さまざまな内容が含まれる。その意味で、事例集 [5] では、著作権の問題提起という意味において、生徒による既存知識のない状態での問題意識の高さと意見の新鮮さには、評価、検討すべき点が多く残されていると思われる。教材研究や授業公開等を行うにあたって、従来は後回しにされていた著作権関連の問題も、学校教育、教育現場へコンプライアンスが浸透しつつあるなか、著作権の侵害は許されないものとなりつつある。今まで先輩教師がこのような形でやってきたという、前例踏襲型の手法も確かに効率面からのメリットも否定できないが、改めて業務プロセスについて、著作権という側面からも再検討を行う必要が生じるのではなかろうか。

翻って、…することが、「できる」、「できない」という、著作権の法律上の問題もあるが、…する「べきである」、「べきでない」というモラルの問題、特に情報モラルとの境界も曖昧になりつつある。特に後者にあっては、事例集 [3] で取り上げられている検索エンジンサイトの書籍本の電子化問題を典型として、権利侵害となるか否かがはっきりしない問題も潜在している。先日の著作権法改正により、ファイル共有ソフトによる著作権の権利者の許諾を得ていないコンテンツの公開が違法化された(120条の2)。本改正は、情報モラルが法律に反映された典型例ともいえ、教師側にも、今後より一層の柔軟な発想が求められるのではではないかと思われる。

#### 〈参考文献〉

[1] 著作権法令研究会、『実務者のための著作権ハンドブック』、著作権情報センター、第8版、平成23年3月

[2] 文化庁著作権課、場面对応型指導事例集 著作権教育5分間の使い方、

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/pdf/all.pdf> (平成23年5月6日確認)

[3] 著作権情報センター、著作権教育の実践事例、

<http://www.cric.or.jp/jissenrei/jissenrei.html> (平成23年5月6日確認)

[4] 日本音楽著作権協会、学校など教育機関での音楽利用について、

<http://www.jasrac.or.jp/info/school/index.html> (平成23年5月6日確認)

[5] 星野豊&教育と法研究会編著、『学校のための法律救急箱』、学事出版、平成22年8月